

2. 保安規程

(1) 保安規程の作成

法第42条第1項の規定により、自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安を一体的に確保することが必要な自家用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、遵守するとともに当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に産業保安監督部長に届け出なければなりません。保安規程に定めるべき事項は、以下のとおり電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第50条第3項第1号～第9号に規定されています。

なお、自主的に管理することを前提として、巡視点検の内容及び頻度、運転又は操作に関する方法等は保安規程の下部細則として別にマニュアル化することもできます。また、単線結線図は図書類として別に管理することもできます。

- ① 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ② 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ③ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- ④ 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ⑤ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。（※1）
- ⑥ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ⑦ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ⑧ 事業用電気工作物の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。（※2）
- ⑨ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

※1 ⑤は常用発電設備を設置する事業場

※2 ⑧は法第51条（使用前安全管理検査）、51条の2（使用前自己確認）、52条（溶接事業者検査）、55条（定期安全管理検査）で規定する法定事業者検査等を実施する事業場に限る。

(2) 保安規程の変更

法第42条第2項の規定により、保安規程を変更したときは遅滞なく変更した内容を産業保安監督部長に届け出なければなりません。保安規程の変更の届出が必要な場合とは、保安規程の条文を変更した場合、条文に係る別図等を変更した場合です。なお、保安規程の下部細則としてマニュアル化した文書等は届出の対象とはなりません。

【保安規程の変更が必要な例】

- ① 現在使用している保安規程に新たに設置する自家用電気工作物も適用する場合（複数の事業場を一の保安組織において一体的に管理する場合に限る）
- ② 保安規程を適用している自家用電気工作物に変更があった場合
 - ・ 電気工作物の設置、更新、増設等により保安規程で本文又は別表で管理する点検測定基準を変更する場合（点検基準をマニュアル化した保安規程とは別に管理している場合は不要）
 - ・ 需要設備のみの事業場に常用発電設備を設置する場合
- ③ 保安組織を変更する場合
 - ・ 主任技術者を選任していたものを電気管理技術者又は保安法人に外部委託する場合又はその逆等
 - ・ 組織変更、所掌の変更等により保安組織に係る役職や組織名を変更する場合
- ④ 法定事業者検査を実施しない組織から実施する組織となる場合
- ⑤ 兼任事業場、他社社員を主任技術者に選任している事業場、保安管理業務を外部に委託している事業場等で、経済産業省告示第二百四十九号告示に基づく点検を行っている事業場で点検頻度（隔月点検、無停電年次点検の実施）を変更する場合

保安規程の手続き

	新規作成の場合 (新設又は新規使用開始の場合)	既に届け出た保安規程に変更があった場合
届出書の様式	保安規程届出書 【記載例1】	保安規程変更届出書 【記載例2】
添付書類	保安規程【作成モデル1】 点検測定基準※1 単線結線図 ※1、※2 構内図 ※3 設備条件確認書（絶縁監視、無停電点検等）※4	変更の内容を示す書類
届出の時期	事業用電気工作物の使用の開始前まで 使用前自主検査等を伴うものにあつては工事の開始前まで	変更後、遅滞なく (原則として、1月以内)

※1 点検基準表をマニュアル化、及び単線結線図を図書類として保安規程とは別に管理する場合も参考資料として提出してください。

※2 責任分界点を記入してください。開閉器、遮断器、変圧器、ヒューズ等については、仕様を記入してください。

※3 責任分界点、電力柱、構内柱、キュービクル・電気室までの配電線路、構内外の境界線を記入してください。

※4 設備条件確認書は4. 保安管理業務を外部に委託する場合を参照してください。

保安規程届出書

提出日を記入する。
年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

設置者の郵便番号、住所
を記入する。
〒0000-0000
00県00市00町0-0

法人は代表取締役名等、団体は理
長名等で申請する。個人の場合は、氏
名のみを記入する。
氏 名 000株式会社
代表取締役 00 00

印
印鑑は代表者印を押
印する。

保安規程変更届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒0000-0000
00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
代表取締役 00 00 印

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	事業場の名称 000株式会社00工場 所在地 00県00市00町0-0 ①変更の内容 ②変更の理由	事業場の名称、所在地 を記入する。
変 更 年 月 日	年 月 日	選任事業場であれば内部で決議された日とな り、外部委託の場合には契約開始日となる。

- ①変更の内容
保安規程のどこを変更したのか分かるように記載して下さい。なお、記載しきれない場合には別紙等を用いて下さい。
- ②変更の理由（記載例）
- （その1）新たに自家用電気工作物を設置した事業場を追加した場合
- ・ 変更の内容：保安規程第〇条に定める事業場を追加した。
 - ・ 変更の理由：工場を新設したため。
- （その2）必要設備のみの事業場に常用発電設備を設置する場合
- ・ 変更の内容：発電所を長期間停止する場合の措置を追加した。発電設備に係る点検基準を追加した。
 - ・ 変更の理由：当事業場に発電電圧〇〇〇V、出力〇〇kWの太陽電池発電設備を設置した。
- （その3）保安組織を変更する場合
- ・ 変更の内容：第〇条及び「電気工作物の工事、維持及び運用に関する組織系統図」を変更した。
 - ・ 変更の理由：社内組織の変更にもよる保安に関する組織を変更した。
- （その4）外部委託事業場等で隔月点検又は無停電年次点検を実施する場合
- ・ 変更の内容：点検間隔の変更
 - ・ 設備条件に適合するため、隔月点検、無停電年次点検を適用した。

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

制定年月日： 年 月 日
変更年月日： 年 月 日

保安規程
第1章 総則

- (目的)
- 第 1 条 ○○株式会社○○工場（以下「当工場」という）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 4 2 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。
- (効力)
- 第 2 条 当工場の経営者及び従業者は電気関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。
- (細則の制定)
- 第 3 条 この規程を実施するために必要と認められる場合には別に細則を制定する。
- (規程等の改正)
- 第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。
- 第 2 章 保安業務の運営体制
- (業務分掌及び組織)
- 第 5 条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する責任の所在、並びに指揮命令系統を執行する組織は次に定めるところによる。
- (1) 工場長は保安管理業務を総括管理する。
- (2) 主任技術者は法令及びこの規程に基づく保安管理業務を監督する。主任技術者は職務を適確に遂行するために必要な知識・技能・職位にある者を選任する。
- (3) 保安管理業務は主任技術者の監督のもと○○課長が実施する。
- (4) 保安管理業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別図のとおりとする。
- (設置者及び総括管理者の義務)
- 第 6 条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重しなければならない。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。
- (主任技術者の義務)
- 第 7 条 主任技術者は、総括管理者を補佐し、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- (従業者の義務)
- 第 8 条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- (主任技術者不在時の措置)
- 第 9 条 総括管理者は主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という）をあらかじめ指名しておくものとする。
- 2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。
- (主任技術者の解任)
- 第 1 0 条 総括管理者は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、主任技術者の意に反して解任することができないものとする。

設置者名				
事業場の名称及び所在地	受電力	kW	受電電圧	kV
	発電電力 (非常用予備)	kW	発電電圧 (非常用予備)	V
発電所	出力	kW	周波数	Hz
	発電電圧	V	定格容量	kVA
	原動機の種類		系統連系	有 無
特記事項	主任技術者	○○○○	選任年月日	○年○月○日
	1 巡視点検マニュアル	太陽電池発電所の場合は 連系電圧を記入する。		
	2 運転操作手順書			
	3 異常時操作手順書			
	4 電気工事作業心得			

本項は、保安規程本文ではないため、記載を変更しても保安規程変更は必要ない。

- (1) 主任技術者が、病気による欠勤が長期間にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認めたとき。
- (2) 主任技術者が、法令又はこの規程の定めるところに違反し又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
- (3) 主任技術者が、刑事事件により起訴されたとき。
- (4) 主任技術者が、転任又は退職等のとき。
- (5) その他不適当と認めたとき。

第3章 保安教育

(保安教育及び訓練)

第11条 ○○課長は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育及び事故・その他非常災害が発生した時の措置の訓練を計画的に行わなければならない。

第12条 主任技術者は、前条の教育及び訓練の実施状況及びその効果について確認しなければならない。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の設置、改造工事等の計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 ○○課長は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の必要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という）の計画を立案し、主任技術者の確認を受けなければならない。

- 3 前項の計画は当工場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行うものとする。

(工事の実施)

第14条 ○○課長は、電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当工場の業務活動等と調整を図り主任技術者の確認及び総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工しなければならない。

- 3 当工場の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

- 4 工事の実施にあたっては、次の事項について手順書等にて定めておくなければならない。

(1) 停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認

(2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示

(3) 停電中のしゃ断器、開閉器の誤操作の防止措置

(4) 作業責任者の指名とその責任

(5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 法定事業者検査

第15条 法定事業者検査は主任技術者の監督のもと、以下により適切に実施しなければならない。

- 2 設置者は主任技術者を検査責任者として、必要な検査体制を構築し検査を行わなければならない。
- 3 法定事業者検査 は、電気事業法で規定する検査の体制、検査の要員、検査の方法・判定基準、不適合の管理、記録等について、あらかじめ検査要領書を作成し、これに基づき実施する。
- 4 主任技術者は、法定事業者検査が検査要領書に基づき適切に実施されていること、及び検査結果が判定

基準に適合していることを確認する。

- 5 法定事業者検査の結果の記録は、法令に基づき作成し保存する。
(使用前自己確認)

第15条の2 設置者が使用前自己確認を行うにあたっては、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第39条第1項の技術基準に適合するものであることを確認するため
に十分な方法で行う。

- 2 使用前自己確認結果の記録は、法令に基づき作成し保存する。

第6章 保守

(巡視・点検・測定等の基準)

第16条 ○○課は電気工作物の保安のための巡視・点検及び測定を、別表○（別に定める細則）に定める基準により行わなければならない。

- 2 主任技術者は、前項の基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに当たっては、当工場の業務活動等と調整を図り、年度実施計画を作成し、工場長の承認を経てこれを実施しなければならない。

第17条 主任技術者は、巡視・点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第7章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は別表○（別に定める細則）によるものとする。

- 2 前項の基準は次の各号について定めるものとする。

(1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の順序、方法及び指令系統並びに連絡系統

(2) 軽易な事故電気工作物に関し、修理し又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置

(3) 必要に応じ四国電力株式会社の供給変電所又は○営業所との連絡

(4) 緊急的に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

第8章 長期間の保管

(長期間の保管)

第20条 発電設備を長期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行い、また防錆防湿等必要な対策を講じるものとする。

(運転の開始)

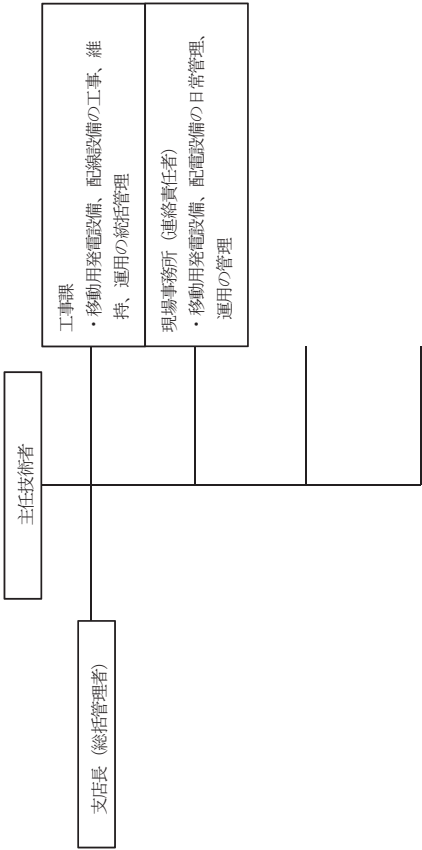
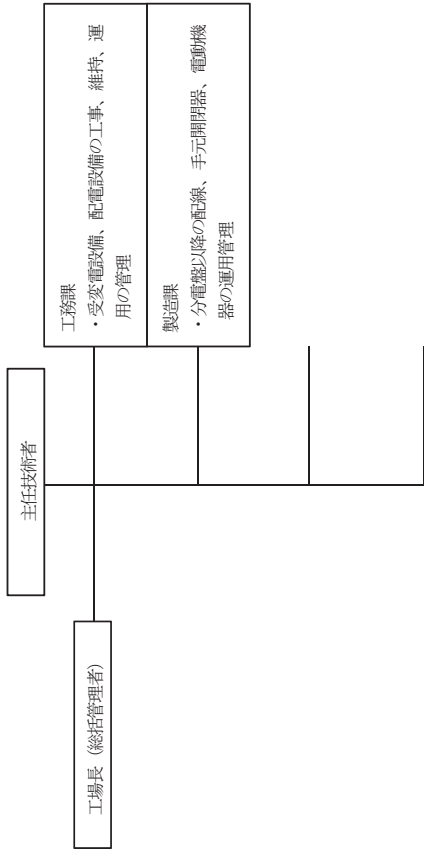
第21条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第9章 災害対策

(防災体制)

第22条 台風・洪水・地震・火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、応急

別図〇 組織図



(その他別表、別図は省略)

資材を備蓄するとともに、災害発生の際に使用する工場内の体制をあらかじめ整備し、並びに工場外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

- 第23条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第10章 記録

(保安に関する記録)

- 第24条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する記録は別表〇(別)に定める点検記録票により記録し、これを〇年間保存するものとする。

(注) 1 巡視・点検・測定記録(日常巡視点検・定期精密点検)

2 電気事故記録(故障・怪事故・重大事故)

3 改良・修繕工事記録

4 運転日誌(日常巡視点検・故障・怪事故を含む)

- 2 主要電気機器の保守記録は別表〇(別)に定める電気機器台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

(法定事業者検査等の記録)

- 第25条 法定事業者検査の結果及び使用前自己確認結果は、法令に基づき記録し、保存するものとする。

第11章 責任の分界

(他者との責任の分界)

- 第26条 他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は四国電力株式会社との需給契約書に基づくものとする。

(事業場の構内)

- 第27条 この規程を適用する本事業場の構内は別図〇のとおりとする。

第12章 整備その他

(測定器具類の整備)

- 第28条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

- 第29条 電気工作物に関する設計図・施工図・単線結線図・仕様書・取扱い説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

- 第30条 関係官庁・電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書等については、その写しを必要な期間保存するものとする。